

11 助成事業グループで申請する場合の注意事項

「助成事業グループ」とは、複数の中小企業者が参加する集合型研修の実施など、同一の助成事業を実施する中小企業者のまとまりのことをいいます。

- (1) グループ構成員のうち、助成事業の取りまとめ役及び執行管理を担う中小企業者を「代表事業者」といいます。
- (2) 代表事業者以外のグループ構成員を「参画事業者」といいます。
- (3) 代表事業者は、必要な申請書類を作成し、参画事業者分の添付書類を取りまとめたうえで交付申請を行ってください。ただし、⑨～⑫の書類は参画事業者が直接アップロードすることも可能です。希望される場合は、参画事業者に URL をお知らせします。
- (4) 交付決定を受けるのは代表事業者となります。代表事業者は、助成事業の変更、実績報告、請求書の提出など必要な手続きを行ってください。
- (5) 助成金は、代表事業者の口座に振り込まれます。そのため、経費の支払は、代表事業者名義の金融機関の口座からの振込払いが原則です。参画事業者が費用を負担することのないようご注意ください。(すでに負担している場合は公社までご連絡をお願いします。)